

令和 7 年度阿久比町障害者優先調達推進方針

1 策定趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり調達方針を定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達物品等及び目標

特に分野を限定することなく、前年度の実績を目標とし、それを上回るよう調達に努める。

5 基本的な考え方

- (1) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (2) 物品等の調達に当たっては、町内を優先し、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (3) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとする。

6 調達実績の公表

毎年度終了後、民生部ふくし課において実績のとりまとめ及び調達実績の概要を公表する。

7 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の役場庁舎内での物品の販売や町及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保などにも努めることとする。